

10. 地域支え合い体制づくり事業について

(1) 平成25年度予算（案）について

応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について、引き続き財政支援を行うこととし、本事業の実施期限を再延長（平成24年度末→平成25年度末まで）するとともに、積み増しを行うため、23億円計上したところである。

被災県におかれては、みなし仮設住宅などに入居している要援護者等も含めて、引き続き必要な支援や取り組みを実施していただくようお願いする。なお、積み増しする県は、宮城県及び福島県を予定している。

また、東日本大震災の被災地以外への避難者の生活支援等に対応するため、全都道府県について、被災者生活支援に係る事業以外の事業も含めて再延長することとしているので、有効に活用していただきたい。なお、本事業の残高がない都道府県におかれては、地域支え合い体制づくり事業以外の事業との配分変更について、協議されたい。

併せて、地域支え合い体制づくりの観点も踏まえ、平成25年度予算（案）において、地域ケア会議活用推進等事業や高齢者生きがい活動促進事業等を創設することとしているので、特に地域支え合い体制づくり事業の残高がない場合は、これらを活用して、地域支え合い体制の充実に努めていただくようお願いする。

(2) 被災地における地域包括ケアの実現について

被災自治体においては、被災者の生活再建の基礎となる災害公営住宅等への円滑な移行が主要な課題の一つであると考えている。災害公営住宅等の整備に当たっては、ハードのみならず、生活、福祉、医療などの多様な側面を考慮し、地域包括ケアの視点をもって実施することが重要であると考えており、仮設住宅におけるサポート拠点の活動は、地域包括ケアの実現にもつながる機能を果たしていると考えて

いるところである。

そのため、被災自治体におかれては、被災地域の復興のまちづくりに当たって、地域包括ケアの考え方を地域社会に定着させ、住宅部局とも連携しながら、災害公営住宅等の整備に併せて、例えば、地域包括支援センター、LSA（生活援助員）、介護サービス拠点、地域交流サロン等の配置など、サポート拠点の機能を継続できるような取り組みを進め、復興を契機として、将来の超高齢社会のモデルとなるよう、先駆的に地域包括ケアの実現に努めていただくようお願いする。

なお、上記のような経費については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領の補助対象経費の範囲内で、県の判断により、本事業の補助対象としても差し支えないほか、次のような予算の各目的、補助内容に応じて支援が受けられるがこと考えられるので、申し添える。

（ハード関係）

- ・ 介護基盤復興まちづくり整備事業（高齢者支援課所管（参考資10－1参照））
- ・ 公営住宅等に併設する高齢者生活支援施設等の整備費補助（国土交通省住宅局住宅総合整備課所管（参考資料10－2参照））

（ソフト関係）

- ・ 社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業（社会・援護局地域福祉課所管（参考資料10－3参照）））
- ・ 地域支援事業

また、高齢者に限らない支援を総合的に実施するため、複合型施設等の整備についても、必要に応じて検討願いたい。

さらに、被災地の地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護や生活支援に関する地域住民のニーズや地域の課題を踏まえて復興のまちづくりに取り組むことが重要である。そのためには、

- ① 地域住民のニーズ把握、支援方針の検討・決定、サービス提供等（以下「個別支援」という。）を行うとともに、
- ② 個別支援を通じて明らかになる地域包括ケアシステム構築に当たっての課題や提言を行政やまちづくり協議会等が行うまちづくりへつなぐことが必要であり、このような機能は、地域包括支援センターの「地域ケア会議」が担うことが適当と考えられる。

復興のまちづくりに取り組む自治体においては、例えば、自治体のまちづくり担当部署やまちづくり協議会等も参加する地域ケア会議を開催するなど、地域ケア会議による取り組みを早期に、かつ、積極的に実施していただくようお願いする。

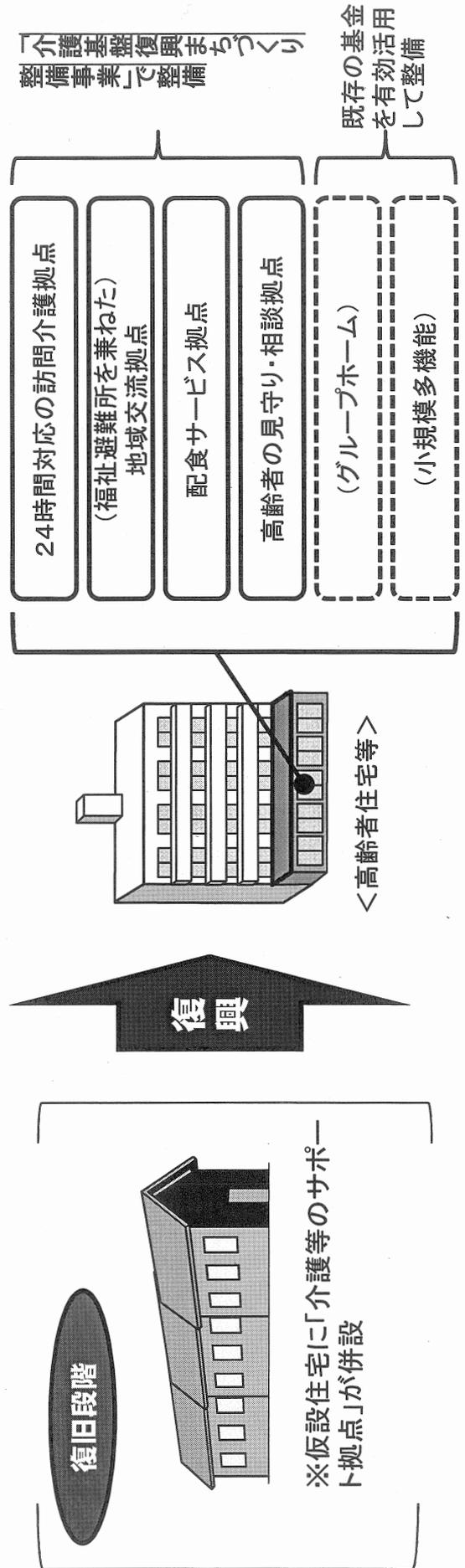
厚生労働省としても、地域ケア会議活用推進等事業（国実施分）により支援することとしている。

介護施設等の復興施策について

- 被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、23年度第3次補正予算において、「介護基盤復興まちづくり整備事業」(28.5億円)を計上。
(※なお、復興庁所管の東日本大震災復興交付金においても同事業を計上。どちらを活用するかは自治体の判断に委ねられる。)
- 当該事業は、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていただけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援するもの。

- 各県に造成している「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」より支援(25年度までの支援)
- 対象地域 : 岩手県、宮城県、福島県
- 助成金額 : 1計画あたり 3,000万円

事業の実施イメージ (例)



＜被災地の復興に当たり、高齢者住宅等の整備に併せて、以下の拠点を整備＞

高齢者生活支援施設等の整備

東日本大震災による被災者の日常生活上の利便性・安全性を確保し、高齢者や障害者等のニーズに対応する生活支援サービスの提供を図るため、公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備について、民間事業者及び地方公共団体の負担を軽減するための支援策の充実を図る。

事業の内容

- 対象施設（高齢者生活支援施設等）：
 - ① 高齢者生活支援施設： デイサービス施設、生活相談サービス施設、診療所、訪問看護ステーション 等
 - ② 障害者福祉施設： グループホーム、ケアホーム、身体障害者福祉センター 等
 - ③ 子育て支援施設： 保育所、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター 等

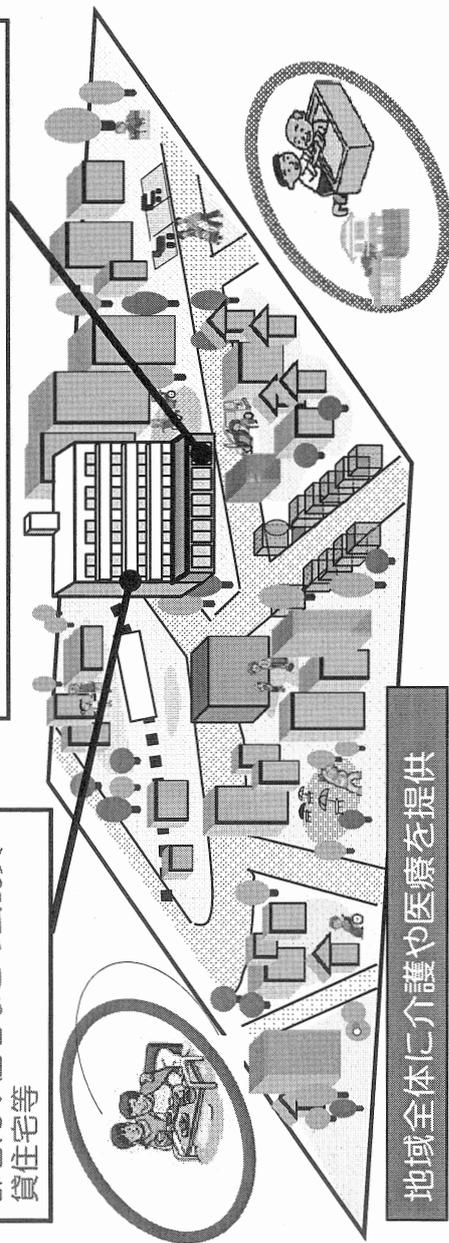
○ 国庫補助の概要：

- ・ 公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備費の1/2（復興交付金による追加負担分を除く）

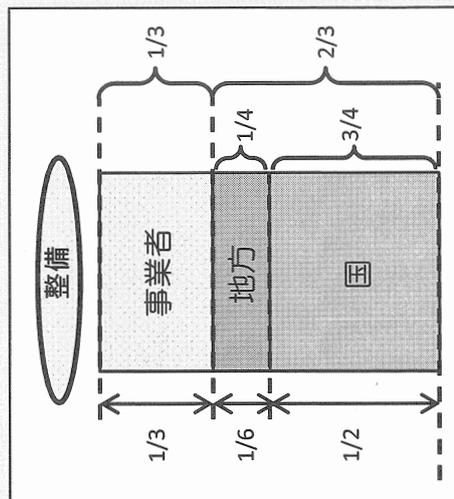
事業のイメージ

公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅などの公的賃貸住宅等

介護や医療を提供する施設の整備
 デイサービス施設、生活相談サービス施設、
 診療所、訪問看護ステーション 等



補助のイメージ



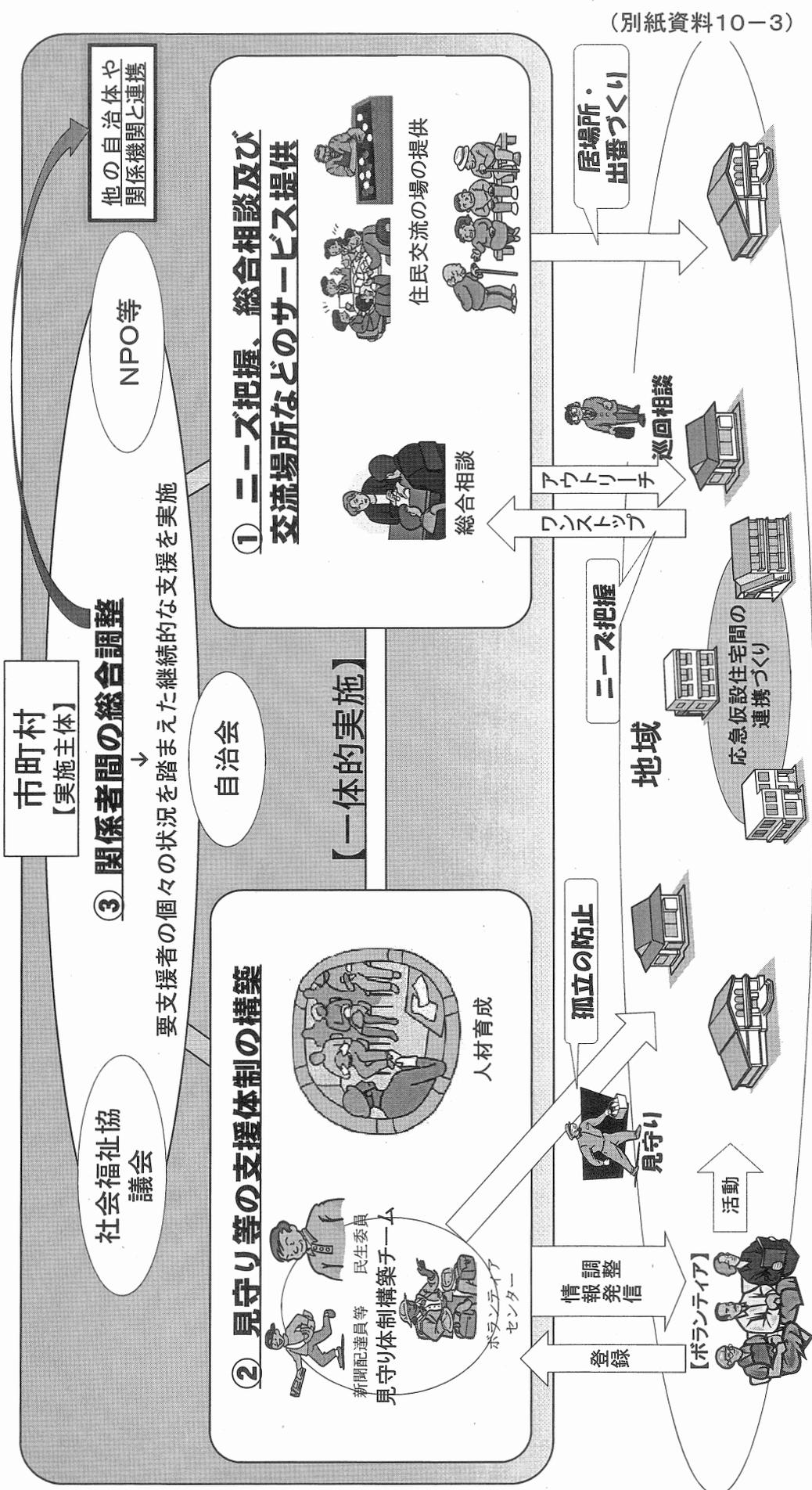
事業期間：平成25年度末まで

地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

予算額：70億円
平成23年度第3次補正予算：40億円
平成24年度予算：30億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供
- ②見守り等のサービス提供
- ③関係者間の総合調整



(別紙資料10-3)